

## 消費税の増税と日本の財政

浦野 広明

### 一 序

連合軍総司令部（GHQ、General Headquarters）は、日本の太平洋戦争敗北を契機に日本の占領行政を行うために設けられた。GHQは日本の民主化・非軍事化を規定したポツダム宣言（四五年）の執行を目的とした。<sup>1</sup> GHQの命でコロンビア大学教授C・シャープを団長とする使節団は、四九年と五〇年に日本の租税制度に関して調査をした。そして、行ったのが「シャープ勧告」である。

シャープ勧告によって、第二次大戦後の日本税法は、直接税（国税においては法人税、所得税）を中心とする体系が曲がりなりにも四〇年近く続いた。

自民党中曾根康弘内閣が掲げた「戦後政治の総決算」の目玉の一つが大型間接税（消費税）の導入であった。中

曾根内閣は、八六年七月の衆参同時選挙において「大型間接税はやらない」と公約、衆院で三〇〇議席を獲得した。しかしその舌の根の乾かぬ同年一二月、中曾根内閣は売上税という名の大型間接税の導入を決めたのであった。

消費税（間接税）が直接税と根本的に違うのは、間接税は意に反して税金を取られるということである。従来の料理飲食等消費税（料飲税）のような個別間接税であれば、ぜいたくをしたい人は高い料飲税を覚悟して高級料理を食べる、それがいやなら普通の料理でがまんするというように、個人の意思で選ぶことができるのである。

ところが、消費税はあらゆる物やサービスについて一律の税率で課す税であり、選択の余地がない。生存権を原点とする自由権の侵害をするのである（憲法二五条、二九条違反）。

一律の税率は、高所得者が得で、貧しい者が損をする逆累進の税である。所得を課税対象とする所得課税（国税の場合、所得税・法人税）であれば課税対象を総合的にとらえ、高所得に高く、低所得者に低い累進税率を採用することにより、福祉を充実させる所得再分配を可能にする。

八七年四月の統一地方選挙は売上税が争点となり、公約に違反した自民党は敗北し、同年五月に売上税は廃案となった。中曾根内閣は八七年一月六日に総辞職に追い込まれた。そして中曾根氏は次の自民党総裁に竹下登氏を指名したのであった。

竹下登内閣は、中曾根氏が大型間接税はやらないと国民をだまして獲得した三〇〇議席を力にして、八八年二月二四日、公約違反の消費税導入を柱とする税制改革法案を強行成立させた。この竹下内閣も消費税導入やリクルート事件（未公開株をめぐる贈賄汚職）に対する世論の反発で、八九年六月には退陣に追い込まれた。

村山富市内閣（自民、社会、新党さきがけ連立）は、九四年一月二五日に消費税を三%から五%（二%は地方消費税）に引き上げる改定を行なった。増税の実施は九七年四月一日となっていたが、増税法の附則は一九九六年九

月末を期限として、税率を上げるか、また下げるかという「検討(見直し)条項」を定めていた。検討条項は、消費税と新設される地方消費税の税率について、「社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況など」を総合的に勘案して検討を加えるというものだった(平六法一〇九附則二五条、平六法一一附則一二条)。当時、朝日新聞は社説で、「五%への増税と来春の実施を当然視し、いまの時期に固めきってしまうのは問題だ。消費税法を改正したときに盛り込まれた検討項目の論議が不十分なまま、政治的思惑から既成事実化を急いでいるように見えるためだ」として検討(見直し)をしないままの五%アップに疑問をなげかけていた(九六年五月一二)。この検討・見直条項については、増税法を成立させた村山首相自身が、「引き下げ可能なのか等々もふくめて十分検討せなきゃならぬといふうに思っております」と約束していた(衆議院「税制改革に関する特別委員会」九四年一〇月二四日)。しかし、約束を果たさず九六年一月一日突然辞任し、自民党の橋本龍太郎氏が後継首相になった。橋本内閣は、附則が九六年九月末を期限としていた「検討(見直し)条項」を無視して九七年四月一日からの消費税の増税(三%から五%)を強行したのであった。

自公政権は〇九年度税制改正大綱で「消費税を含む税制抜本改革を経済状況の好転後に速やかに実施」とした(〇八年二月二日)。消費税の増税に反発した国民の反撃を受けて、総選挙(〇九年八月三〇日)で自民は公示前三〇〇議席から一一九議席と惨敗、公明は三一議席から二二議席に。この選挙に当たって、民主党の鳩山代表は、四年間消費税の増税を中止すると「公約」していたことから、民主党は選挙前の一一五議席から三〇八議席に大躍進し、政権を獲得した。

しかし、四年間消費税の増税を中止するとの「公約」もむなしく、民主党野田内閣は一二年三月三〇日、消費税

増税法案を国会に提出した。同年六月二日には、民主党の奥石東幹事長、自由民主党(自民党)の石原伸晃幹事長、公明党の井上義久幹事長が、消費税増税について合意し、「三党確認書」(三党合意)に署名した。三党合意に基づいて、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」(消費税増税法案)は、一二年六月二六日に衆院で三党の賛成により可決、同年八月一〇日に参院で可決成立した。

消費税増税法は、消費税率について、二条において、一四(平成二六)年四月に八%(消費税六・三%・地方消費税一・七%)とする、三条において、一五(平成二七)年一〇月に一〇%(消費税七・八%・地方消費税二・二%)とするとしていた。民主党は一二年に消費税増税(五%)を八%そして一〇%にする)を決めたが、衆議院選挙で二三年〇議席から五七議席に(一二年一月一六日)、参院選挙で改選議員が四四議席から一七議席に激減した(一三年七月二一日)。

世界で初めて大型間接税(消費税)を導入したのは、ドイツ、フランスであり、第一次世界大戦の戦費調達を目的としたものであった。八二年末、長らく総理候補として取りざたされてきた「三角大福中」(三木、田中、大平、福田、中曽根)の最後である中曽根康弘氏が田中角栄元首相の支援を受けて総理大臣に就任した。中曽根氏は、首相就任後の国会での施政方針演説で、「日本は今、戦後史の大きな転換点」にあると強調し、「従来の基本的な制度や仕組みをタブーなく見直す」と述べた。いわゆる「戦後政治の総決算」路線である。

中曽根氏は「戦後政治の総決算」として、同時代のレーガンやサッチャーと同様に新自由主義の政策をとった。政策はまず社会保障の切捨て、軍事化を進めた。中曽根氏は就任早々訪米し、レーガン大統領との会談において「日米両国は運命共同体」であるとの認識を示し、ソ連の侵攻がある場合は日本列島を「浮沈空母」にし太平洋に

通じる三海峡を封鎖すると発言した。また、日本は武器輸出禁止政策を採っていたが、アメリカの要請に答え、「安保条約を優先させる。同盟国たるアメリカに対して技術協力することに何ら問題ない」として、アメリカに限っては技術供与を解禁した。さらに、防衛費を大幅増額させた。サミットでも、アメリカ主導による西側の軍事力強化を側面支援した。

安倍晋三首相は、一五年二月一二日第三次安倍内閣発足後初の施政方針演説を行なった<sup>(2)</sup>。演説は、「農政改革」の強行、原発再稼働、「アベノミクス」の推進、消費税の増税、社会保障や労働法制の改善、沖縄での米軍新基地の建設、安保法制の整備や憲法の改定まで「戦後以来の大改革」の名で持ち出している。新政権発足後において所信表明演説を行ってこなかった首相は、施政方針演説の冒頭、「この道を、さらに力強く、前進せよ」というのが総選挙で示された国民の意思だと強弁し、内政・外交など、「戦後以来の大改革」を進めていくというのである。

(1) 一五年五月二〇日に国会で行なわれた党首討論において日本共産党の志位和夫委員長は、安倍首相に日本の過去の戦争を「世界征服」「侵略」と規定した「ポツダム宣言」を示し、「宣言の（間違った戦争という）この認識を認めないのか」と質問した。安倍首相は「ポツダム宣言詳らかに承知していない」と応じた。このやりとりについて朝日新聞の「天声人語」は次のように述べている（一五年五月二二日）。

この人は手だれだ。慶応大教授の松井孝治<sup>まうぢ</sup>さんは官僚時代、首相官邸に勤務していてそう感じたという。共産党の志位和夫委員長の国会での質問ぶりである。自身は保守、志位氏は革新と立場は異なるが、その力量はわかつた▼今回も手だれぶりを見せたというべきか。一昨日の党首討論について、松井さんがフェイスブックに書いている。安倍首相はへまさに志位氏の術数にはまり、しかも王手飛車取りに遭った如き感がある▼論題は首相の戦争観だった。志位氏は一九四五年に日本が受諾したポツダム宣言に触れ、先の戦争は間違っていたと認めるかとたじた。首相は答弁した。「まだその部分をつまびらかに読んでいないので、直ちに論評することは差し控えたい」▼志位氏は宣言の個別の項目に言及した。細かい文言の記憶が首相になくても不思議はない。「手元に用意がない」などとかわす手もあつたらう。しかし、「読んでいない」はいかにも具合が悪い。米英や中国の人々が聞いたら、

どう思うだろうか▼ポツダム宣言は戦後の世界秩序の起点の一つだ。首相はそれも読まずに、「戦後体制ポツダムからの脱却」を唱えてきたのかという批判が出たのは当然である。基本的な歴史の知識すら欠くのでは、と疑われても仕方がない▼本当に読んでいないのか、とつさに言葉を選び損ねただけなのか。参院議員や官房副長官も務めた松井さんは著書に書いている。「政治家は、言葉で生き、言葉で滅びる」。まして首相の言葉は重い。

(2) 東京新聞は「暮らし抑え、防衛重視、安倍政権、予算案決定」の見出しで次のように報じている(石川智規記者一五年一月一日)。

政府は一日、歳出総額が九六兆三、四二〇億円と過去最高を更新する二〇一五年度予算案を閣議決定した。予算案は集团的自衛権の行使容認を踏まえて防衛予算を三年連続増の過去最高額とし、外交予算も約二〇〇億円増額するなど、安倍晋三首相の意向を色濃く反映。政権が掲げる地域活性化策の「地方創生」の事業にも計三兆円をつけた。半面、政府の安全保障政策に反対する沖縄県の振興予算は減らし、生活保護費を一部で減額するなど暮らしを支える経費は抑制した。防衛予算は前年度比二・〇%増の四兆九、八〇一億円。ステルス戦闘機F35などの攻撃型の武器に加え、海上警備のための新型哨戒機「P1」を二〇機購入するため三、五〇四億円を計上するなどした。政府はP1について「機体を長期契約(七年間)でまとめ買いすることで経費を抑えた」と説明するが、長期契約によって次年度以降も予算を計上し続ける必要が生じ、防衛費が膨らみ続ける要因になる。外交関係の予算では、戦後七〇年になることなどを踏まえて海外への日本に関する情報の発信を強化。海外で対日世論調査を行うほか、安倍首相の外国訪問関係費を約四億円増の一三億円とした。一方で、沖縄振興予算は前年度から一六二億円減らし三、三三九億円とした。政権の基地政策に反対する翁長雄志知事が当選した影響とみられる。「アベノミクス」の流れを地方に広げようという地方創生関連には約三兆円を投じる。このうち約一兆円は人口減対策や人材育成などに自治体を取り組む事業に使うが、地方へのばらまきに終わる懸念もある。生活保護費では、賃貸住宅の家賃補助などにあたる「住宅扶助費」と、暖房費にあたる「冬季加算」を減額。介護報酬の二・二七%引き下げや、健康保険組合がない企業に勤める人が加入する「全国健康保険協会(協会けんぽ)」への国庫補助の削減にも踏み切り、社会保障の自然増を約四、一〇〇億円圧縮した。政府予算案に対し安倍首相は一日、「社会保障の充実に最大限取り組んだ」と自己評価した。だが、暮らしや弱者への予算配分は先細りの一途をたどっている。

## 二 安倍内閣の税制改定方向

税制改定大綱はその年度以後の税制の方向を示すものである。過去二年間の大綱は次のように述べている。また一三年度税制改定による相続税制が一五年一月から施行される問題も見過ごせない。

### (1) 二〇一四年度税制「改定」大綱

一四年度税制改定大綱は、消費税率について、一四年四月に八%、一五年一〇月に一〇%に引き上げるが、消費税の軽減税率は「税率一〇%時に導入する」として、具体的な時期は明記せず、一四年一二月までに詳細を検討するとした。復興特別法人税は一四年度末までとされていた復興特別法人税を一三度末まで一年前倒して廃止する(八〇〇〇億円の減税)。交際費の損金算入が認められていない資本金一億円超の大企業について、飲食代の半額を損金として認める。安倍政権が「成長戦略」として掲げる国家戦略特区では、企業の設備投資や研究開発などへの減税を他の地域より拡充する。自動車業界の要望に応じて、自動車取得税を引き下げ、消費税が一〇%になった段階で廃止。新車登録から一〜一三年たったディーゼル車・ガソリン車の自動車税を引き上げる。軽自動車や自動二輪車に課せられている軽自動車税を増税。二輪車は全保有者を対象に税率を一・五〜二倍に引き上げる。法人実効税率については、「競争力の向上のため」に「引き下げる環境を作り上げる」ことが重要だと明記し、さらなる引き下げを目指した。

### (2) 二〇一五年度税制「改正」大綱

以下は一五年度大綱の主な問題点である、「消費税増税の固定化」、「大企業の法人実効税率の引き下げ」、「富裕



層向け贈与税負担減」にしぼったものである。

① 消費税増税の固定化

消費税増税法は、民自公の三党合意を背景として一二年八月一〇日に成立した。同法は、二条において、一四(平成二六)年四月に八%(消費税六・三%・地方消費税一・七%)とする、三条において、一五(平成二七)年一〇月に一〇%(消費税七・八%・地方消費税二・二%)にすると規定した。ただし税率の引上げには前提があった。つまり、消費税増税法附則一八条三項は、「消費税率の引上げ施行前の経済状況を勘案して税率引き上げを停止すると」規定している。大綱は「消費税増税法」を「消費税率(国・地方)の一〇%への引上げ等の施行日を平成二九年四月一日とする」および「附則第一八条第三項を削除する」と改定するとした。

② 大企業の法人実効税率の引き下げ

大綱は法人実効税率(国税と地方税を合わせた税率 $\parallel$ 標準三四・六二%)を一五年度に二・五一%引き下げて三二・一一%とし、一六年度までの二年度で三・二九%引き下げて三一・三三%とする、その後数年で二〇%台を旨指すとした。法人課税は一五年度から二年度にわたり合計四、二〇〇億円減税となる。

一方で全法人の九九%を占める中小法人(資本金一億円以下)への課税については「幅広い観点から検討を行う」として、課税強化の方向を打ち出している。大企業を潤すだけの減税のため、利益はなくても資本金や給与総額で課税額を決める外形標準課税の強化や、赤字を出した企業が欠損金と黒字を相殺できる繰越控除の見直しで、赤字企業や中堅・中小企業にまで負担を押し付けようとしている。

③ 富裕層向け贈与税負担減

大綱は株式譲渡、高齢者層が子や孫に資産を移転した場合の贈与税優遇の拡充を指摘する。とりわけ目立つのは



住宅資金の贈与税非課税を最大三、〇〇〇万円への拡大である。贈与税がなければ、生前に財産をすべて贈与しておけば、相続開始の時点で課税されるべき財産はゼロになり、相続税がかからない。このようなことを防ぐために設けられているのが贈与税である。相続税や贈与税は富の集中や固定を防ぐ役割を持つが、贈与税の非課税の拡大は、富裕層の相続税を減税することに連動する。

### (3) 改定相続税法の施行

国民が生きてゆくためになくはならない財産を生存権的財産という。生存権的財産は、生存権(憲法二五条)を原点とする財産権(同二九条)のことで、憲法が保障する「人権としての財産」である。相続税は、被相続人の遺産額が一定の金額に達しなければ課税されない。この一定の金額が相続税の課税最低限となる遺産に係る基礎控除である。基礎控除は相続税によって生存権的財産が奪われないための制度である。九四年度税制改定で相続税の基礎控除は、五、〇〇〇万円に法定相続人一人につき一、〇〇〇万円を加算した金額となった。

ところが一三年度税制改定によって、基礎控除額は(三、〇〇〇万円+六〇〇万円×法定相続人の数)と四割も減らされた(一五年一月以降の相続から実施)。相続税は累進税率を適用して富の再分配を行うという役割をになう。相続税が採用している累進税率の一種である超過累進課税は、課税対象に段階的な区分を設け、その段階ごとに異なる税率を適用する方式である。一五年から相続税の最高税率は五〇%から五五%になる(課税価格六億円超)。この改定を富裕層増税だというのがとんでもない。こんな税率改定は富裕層増税でない。なぜなら、相続税の最高税率は、〇二年まで一〇%、一五%、二〇%、二五%から出発して、各相続人の法定相続分が五千万円超〜一億円以下〇三〇%、一億円超〜二億円以下〇四〇%、二億円超〜四億円以下〇五〇%、四億円超〜二〇億円以下〇六〇%、二〇億円超〇七〇%だったのである。一五年から税率を少し変えても、依然として上の部分の税率は低く、富裕層優遇

となっている。相続税の税率は、〇三年から引き下げられ、一〇%からはじまり、五千万円超〜一億円以下 $\parallel$ 三〇%、一億円超〜三億円以下 $\parallel$ 四〇%、三億円超 $\parallel$ 五〇%と改定された。それによって、二〇億円超の相続税率が七〇%から五〇%へと二〇%もの巨額減税となったのである。富裕層増税というなら、憲法の応能負担原則に則り超高額相続における相続税の累進構造強化をすべきである。

一二年中に亡くなった人は約一二六万人であるが、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約五二、〇〇〇人で、課税割合は四・二%となっていた。四・二%で済んでいるのは、小規模宅地の評価割引制度(小規模宅地割引)と基礎控除があるからである。応能原則に基づく相続税の改正は、課税割合の増加を追い求めるのではなく、累進税率の復活こそが重要なのである。

小規模宅地割引は、被相続人の事業や居住の用に供されていた一定の宅地について、相続税の課税対象にしない制度である。一〇年度税制改定は相続人が相続税の申告期限まで事業や居住を継続しない場合には適用しないとし、小規模宅地割引の適用範囲を縮小した。相続財産のうちで大きな割合を占めるのは自宅や小規模事業用の土地建物である。基礎控除の引き下げと小規模宅地割引縮小は多くの都市住民の生存を脅かす。

この不安に乗じて盛んなのが相続対策ビジネスである。新聞や雑誌は、相続対策セミナー、不動産投資、生命保険の利用などの宣伝がなされている。これらは相続税をビジネスとする企業の儲けになっても、相続人の利益と相いれないものが多い。たとえば借金をして賃貸住宅を建設して相続財産の評価を下げても、肝心の賃貸がうまくいかないなど対策をする人にとっては危険が伴うことが多いのである。最大限の注意が必要である。

土地の相続税評価額は土地の売却額に基づき算定されているが、土地がどのように利用されているかによって評価額を決めるべきである。応能原則からいえば売ることを予定しない生存権的財産は非課税にする、そして大きな

利益を生む巨大ビルの敷地はその収益を基準に評価額を定めることが重要になる。社会保障制度改革国民会議が三年六月三〇日首相官邸で開かれたが、そこで安倍首相のブレーンとして知られる同会議の委員の伊藤元重・東大教授は「死亡消費税」の提起をした。<sup>(2)</sup>

相続税の基礎控除は一四年までは（五、〇〇〇万円＋一、〇〇〇万円×法定相続人の数）であった。一五年一月一日以後はこの基礎控除が四〇％引き下げられた。遺産が基礎控除の範囲内におさまれば相続税はかからない。伊藤教授の提唱する珍無類な死亡消費税は、基礎控除内の遺産で相続税がかからない庶民を狙い撃ちにした新種の「相続税」であるといえよう。なぜ死亡消費税と呼ぶかと言えば、相続税の基礎控除内の遺産に消費税率を乗じた額の課税をするからである。

一五年に夫が亡くなり、相続人が配偶者と子供二人であれば、基礎控除は四、八〇〇万円である。仮に遺産が四、〇〇〇万円であつたら相続税はかからない。ところが死亡消費税が導入されたら、四、〇〇〇万円×八％＝三二〇万円の負担を負うことになる。

(1) 朝日新聞は、「税の再分配機能、日本はなぜ弱いのか、格差問題を考える」の見出しで次のように報じている（吉川啓一郎記者一五年三月二六日）。

所得税は、昭和六〇年代ぐらゐから大幅な累進緩和をしてきた。再分配の機能が低下した、という指摘がなされている。麻生太郎財務相は一〇日の国会答弁で、そう語った。持てる者から取り、持たざる者に分配する。そんな再分配は、格差の広がりや固定化を防ぐために、税や社会保障が担っている大事な役割だ。しかし、日本の税は、その再分配機能が弱いといわれてきた。たとえば、二〇〇九年度の政府の経済財政白書は、「我が国は、税による再分配効果が極めて小さい」と指摘した。白書は、所得の偏り具合を表す指標（ジニ係数）が再分配でどれぐらゐ改善するかを、税と社会保障の効果に分けて外国と比較している。制度の違いから単純に比べられない面はあるものの、日本の税の再分配力は当時の経済協力開発機構（OECD）二一カ国の中で最低だっ

た。背景には、麻生財務相が触れたように、所得が増えると税率も上がる「累進課税」が緩められてきたことがある。所得税の最高税率は八三年まで七五%もあったが、その後は景気のコロ入れや消費税導入などで減税が続き、九九年に三七%に低下。今年、八年ぶりに引き上げられて四五%になった。

(2) 「死亡消費税」とは聞きなれない言葉だ。どんな税なのか。税理士で立正大学法学部教授の浦野広明氏が語る。「国は今後急速に増えていく社会保障費を賄いきれない。現役世代の負担にも限界がある。そこで消費税のように国民全員に死ぬときに財産から一定の税率をへ社会保障精算税」として納めさせる。相続人ではなく、死者から取るから死亡消費税なのでしょう。マイナンバーを導入したのも、個人ごとに、医療、介護、年金、労災・失業保険などで払い込んだ保険料の総額と、使った医療費や介護サービス、受け取った年金や生活保護費などの総額を計算し、死亡時に社会保障をもらいすぎかどうかわかるようにする狙いがある」(週刊ポスト一三年六月二八日)

### 三 消費税増税法の成立と税率引き上げ

自公政権が決めた〇九年度「税制改正」大綱は、「消費税を含む税制抜本改革を経済状況の好転後に速やかに実施」するとしていた(〇八年二月二日)。先述の三党合意に基づいて、一二年八月一〇日に成立した。

#### (1) 消費税の税率引上げ

安倍晋三首相は、一三年一〇月一日、官邸内で記者会見し、「本日、消費税を現行五%から八%に三%引き上げる決断をした」と表明するとともに、企業の設備投資や研究開発に対する減税など五兆円規模の「経済対策」を発表した。首相会見の骨子は、「消費税率を五%から八%に引き上げることを決断」、「経済再生と財政健全化を両立」、「五兆円規模の経済対策を一二月上旬に策定」、「法人税の実効税率引き下げについて真剣に検討」、「復興特別法人税は一年前倒しの廃止を検討」、「消費税率一〇%への引き上げは経済状況を総合的に勘案し、適切に判断」で

ある。首相は会見で、日本経済について「回復の兆しを見せている」ことを消費税増税の根拠とした。また、首相は、経済対策として法人実効税率の引き下げを「与党において速やかに検討を開始する」と表明。復興特別法人税の前倒し廃止について「検討にあたっては廃止が賃金上昇につながっていくことを踏まえ、一・二月中に結論を得たい」と述べた。

しかし賃金上昇については「経営者の理解」と述べるだけであった。各種の経済指標が一三年一〇月一日に発表されている。そこでは、雇用も賃金も消費も悪化しており、一三年八月の毎月勤労統計調査(速報値、従業員五人以上の事業所)では、「現金給与総額」の平均は前年同月比〇・六%減の二七万一、九一三円となり、二カ月連続で減少している。基本給など「きまって支給する給与」は、前年同月比〇・一%減の二五万九、九二二円と、一五カ月連続で減少している。同八月の完全失業者数(季節調整済み)は、二七二万人で前月比二二万人増加した。完全失業率(同)は四・一%で、前月比〇・三ポイント悪化している。同八月の家計調査では、一世帯(二人以上)当たりの消費支出は二八万四、六四六円で、物価変動の影響を除いた実質で前年同月比一・六%減少。マイナスは二カ月ぶりである。安倍首相が上記記者会見をした一〇月一日に発表された政府指標は、雇用や賃金などが軒並み悪化し、「景気回復」の不確かさを示している。

## (2) 消費税率の引き上げ停止は国の義務

一四年度税制改定大綱は、一四年四月からの税率引き上げ(八%)について、税制抜本改革法に示されている所要の措置を講ずるとしていた。ここで大綱が講ずるとしている所要の措置は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成二四年法律第六八号)附則一八条三項に規定されているものである。この附則一八条三項は、消費税率の引上げに当たつての措置として、次のように

述べている。

「この法律の公布後、消費税率の引上げに当たつての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」

つまり附則は、消費税率の引上げ施行前に経済状況を勘案して税率引き上げを停止すると定めているのである。厚労省の調べでは、一〇年度の所得金額別世帯数分布における、平均所得金額以下の割合が「母子世帯」では九五・一%、「高齢者世帯」では九〇・三%となっている（厚労省調べ、一〇年度）。これが経済状況の実態である。国はこのような経済状況の下で消費税率の引き上げを中止する義務がある。

安倍首相は、一四年一月一八日の記者会見で、一月二二日に衆院を解散する、消費税一〇%への増税（一五年一〇月）を一七年四月まで先延ばしすると発言した（中止でない）。一四年一月の消費者物価指数は、前年同月比で二・四%上昇（総務省統計局）。一方、賃金は、「実質賃金をみると、名目賃金が横ばいで推移する中で物価が上昇したことにより、一三年は前年比〇・五%減」となっている（厚生労働省『一四年版労働経済の分析』一四年九月）。物価が上がり賃金が減っているのだから、先の附則に基づき消費税増税を停止し、八%の税率も五%に戻すのが筋である。

(3) 附則一八条三項は生存権の規定

食料品をはじめとする生活必需品を買わなければ人は生きられない。低所得者ほど収入に対する食料品などの生活必需品購入費の割合が高所得者にくらべ高くなる。消費税が上がれば物価も上がる。消費税を野放しにしたら、

世間一般の人々は生きることができなくなる。それゆえ国は附則一八条三項の国民の生活を営む権利を保障する規定（憲法二五条）を置く義務が生ずる。

一五年税制改定によって「消費税増税法」の規定を、「消費税率（国・地方）の一〇％への引上げ等の施行日を平成二九年四月一日とする」、「附則第一八条第三項を削除する」と改定した。

消費税を三％から五％に上げるときにも附則一八条三項と同様の生存権保障規定があったが、安倍内閣は一五年税制改定によって憲法二五条を投げ捨てた。

#### 四 消費税と財政再建は無関係

##### (1) 経済同友会の提言

経済同友会は一五年一月二日財政再建に関する提言を発表した。歳入面では一七年四月に消費税を予定通り一〇％に引き上げるだけでなく、一七％まで段階的に追加で増税すべきである。歳出も社会保障分野の大胆な改革と給付カットが必要だとして、年間五、〇〇〇億円のペースでの公費削減に取り組みべきであると指摘する。同会は一〇年までの今後一五年間の財政状況も試算している。名目成長率が一％で推移すると想定したうえで、一七年四月の一〇％から消費税の追加の引き上げを実施しない場合、二〇年の国・地方の基礎的財政収支は一五兆円強の赤字となる。国内総生産（GDP）比でも三・〇％のマイナスになると予測した。

一七年四月に消費税率を一〇％に引き上げた後に毎年一％ずつ上げ、二四年度に一七％にするケースも試算している。社会保障費を年五、〇〇〇億円削減したうえで名目成長率が三％を維持する前提で、この場合は二〇年時点



で基礎的財政収支が三兆円弱の黒字となり、GDP比でも〇・四％のプラスになると見込んでいる。

この提言は所得課税をおろそかにし社会保障は削減するもので、財政再建策になっていない。

(2) 二〇一五年度の国家財政

表は国の一五年度一般会計予算案である。予算の規模は過去最高の九六兆三、四二〇億円となっている。税収とその他収入が約五九兆四、七九〇億円であるので、三六兆八、六三〇億円の国債を発行して歳入不足を補っている。その結果、歳入の国債依存度は約四〇％となっている。国債は、道路、住宅、港湾など建設・投資的なものをまかなう建設国債と、人件費、事務的諸経費などの支出をまかなう赤字国債に区分される。財政がどれだけ安定しているかを見る指標が基礎的財政収支

二〇一五年度一般会計予算案(二〇一五年一月一日閣議決定。単位：億円)

歳入		歳出	
税収	五四五、二五〇	国債費	二三四、五〇七
その他収入	四九、五四〇	基礎的財政収支対象経費	七二八、九一三
国債金	三六八、六三〇	地方交付税交付金等	(二五五、三五八)
うち建設国債	(六〇、〇三〇)	その他(一般歳出)	(五七三、五五五)
うち赤字国債	(三〇八、六〇〇)		
合計	九六三、四二〇	合計	九六三、四二〇

国債費の内訳は国債償還(借入返済)が一三三、〇三五億円、国債利子が一〇一、四七二億円である。

るかを見る指標が基礎的財政収支 (プライマリー・バランス、Primary

balance ≡ P B) である。毎年の歳出のうち、これまでの借金(国債)の返済費である国債費(元金と利息)以外の政策的な支出を、税収とその他の収入で足りるかどうかを示す。足りれば「黒字」、不足なら「赤字」。黒字が増えれば借金財高は減る。一五年度予算における P B は、約一八兆三、六六二億円赤字となつ

ている。軍事費は三年連続で増額し、史上最大の約五兆円を計上している。オスプレイや水陸両用車を買入れするなど、自衛隊を、「海外で戦争する自衛隊」に変質させようとしている。辺野古新基地建設の予算は、前年度当初予算比で八一倍になる一、七三六億円（契約ベース）を計上している。

### (3) 財政政策のあり方

国や地方自治体は、その存立を維持・発展させるために収入を得て、それを管理・支出する、すなわち財政活動を行う。憲法は財政のあり方について次の定めをしている。国の財政活動は国会で決めて行使する（八三条）。財政活動を行うために必要な経費をまかなうために、国民から強制的に租税を取る（八四条）。国が支出する経費や借入金の返済は国会で決る（八五条）。国の一会計年度の収入・支出の見積もりである予算もまた国会で決める（八六条）。

ここにちの財政政策が重視しなければならないのは次の点である。

- ① 公共財の供給……道路・公園・下水道や教育など、人びとの日常生活にとって必要であり、私的には供給がむずかしい公共財の供給
- ② 所得と富の再分配……所得の多い人ほど高率の税金を納める累進課税制度を採用して、分配の平等化をはかる。また、所得分配が不平等となる原因の一つは、利子・配当・地代のような所得を生む財産が不平等に所有されていることにある。そこで、相続税を課すことよって不平等を是正する。
- ③ 景気の調整……不況期には財政支出を増大させ、好況期には財政支出をおさえる。また、不況期には、税金が減るとともに、社会保障費が増えて需要造出効果が生まれ、景気に刺激をあたえる。反対に好況期には、税金が増え、失業対策費などが減って景気を抑制する。

④ 福祉の実現……財政政策は、たんに分配の平等や雇用の維持だけでなく、豊かで安定した社会をつくるために、社会保障の充実をめざして運営する<sup>1)</sup>。

(4) 応能負担原則の中心は所得課税

税制論議は日本国憲法の応能負担原則（応能原則。主な根拠は一三条、一四条、二五条、二九条など）に一致する税制が何であるかが解明するものでなければ有害無益である。所得課税（国税では所得税や法人税）は所得（利益）に対して課す税であるから、応能原則を具体化するのに最適である。一方、消費税は、税負担と所得の割合を見ればわかるように、低所得者ほど重い負担となり、応能原則に逆行する（逆進性）。

九〇年度における税収は、所得税が二六兆円、法人税が一八兆四、〇〇〇億円、合わせて四四兆四、〇〇〇億円であった。一五年度における概算税収は、所得税が一六兆四、四二〇億円、法人税が一〇兆九、九〇〇億円、合わせて二七兆四、三二〇億円である。所得税と法人税の一五年度収入は一九九〇年度より約一七兆円の減収になっている。その主原因は、大企業に対する法人税優遇、富裕層に対する所得税の優遇、消費税による不況の深刻化である。しかも、一五年度の税収のトップは消費税（一七兆一、二二〇億円）である。

財政の不安定化は所得課税をおろそかにした結果である。消費税強化論は所得課税弱体化論（大企業・資産家優遇）と表裏一体である。したがって消費税の増税によって財政が健全化するはずはない。家計であろうと国家であろうと収支を好転させるには、収入と支出の両面を正すことが欠かせない。不公平な税制をただす会は、応能原則に基づく税制改正によって、国税・地方税が一年間に二二兆九、九八五億円の増収になると控えめな試算している（同会編『福祉とぜいきん』一四年五月三〇日、図参照）。また、垣内亮氏は、むだな歳出の削減で三兆六、三〇〇億円の財源が確保できると指摘する（『消費税が日本をダメにする』（新日本出版社））。

応能原則に反する消費税増税で税収は増えるのであろうか。朝日新聞は「消費税増税をしたからと言って税収全体が増えるとは限らない。九七年四月に消費税率を三%から五%に引き上げた時、九七年度の国の税収は前年度から二兆円増えて五四兆円になったが、それ以降は景気低迷で所得税や法人税が伸びず、九七年度の税収を超えたことはない。」と指摘する（二〇一二年八月一日）。大多数の国民の幸福に結び付く国民本位の税制改革は、総合累進課税の回復が最重要となる。企業や所得者が能力に応じた負担をすれば、消費税を上げる必要はなく、社会福祉への財源が生まれる。

応能原則による租税の中心に位置すべき租税は、担税力の把握が容易な所得税となる。図が示すように税の中心に位置すべき国税の所得課税（所得税や法人税）の減収は異常である。

税制改正による増収試算

【国 税】	増 収 額
一、法人税の是正 (1) 受取配当金の益金不算入廃止 (2) 引当金・準備金の廃止 (①～⑦) ①返品調整引当金四七億円②海外投資損失準備金一七一億円③保険会社等の異常危険準備金九七億円④探鉱・海外探鉱準備金二七億円⑤使用済燃料再処理準備金六、二九三億円⑥新幹線鉄道大規模改修準備金一〇〇億円⑦特別修繕準備金一一三億円 (3) 特別償却、割増償却の廃止 (4) 新鉱床探鉱費等特別控除の廃止 (5) 試験研究費の税額控除廃止	一兆九、一八二億円 六、八四八億円 六九億円 五一億円 三、二七五億円

<p>四、地方法人特別税への反映</p> <p>三、地方税独自特例廃止</p> <p>二、所得税特例廃止による個人住民税増収</p> <p>一、法人税特例廃止による法人事業税・住民税増収</p>	<p>【地方税】</p>	<p>国 税 計</p> <p>(9) その他 一億円</p> <p>(8) 外国子会社からの受取配当金益金不算入の廃止 八、八六五億円</p> <p>(7) エネルギー需要構造改革推進設備等の税額控除 三、〇五〇億円</p> <p>二、所得税の是正 一億円</p> <p>(1) 個人利子課税是正 二〇四億円</p> <p>(2) 個人配当控除廃止 七二〇億円</p> <p>(3) 個人配当所得総合課税法 四、一七七億円</p> <p>(4) 土地譲渡所得総合課税法 五、六二六億円</p> <p>(5) 有価証券譲渡所得総合課税法 四、七二一億円</p> <p>(6) 政治資金課税是正 四七七億円</p> <p>(7) その他 七、七九七億円</p> <p>三、税率配分の適正化 五兆一一一億円</p> <p>(1) 大企業の法人税の税率改定 九、八二八億円</p> <p>(2) 高額所得者の所得税率改定 一一兆五、〇〇三億円</p>
<p>二、九六〇億円</p> <p>三兆九八一億円</p> <p>一、七一一六億円</p> <p>八、八二六億円</p>	<p>増 収 額</p>	

五、地方交付税への反映  
 六、法人住民税の税率配分適正化

地方税計 国税・地方税合計	四兆一、八三〇億円 八、六六九億円
	九兆四、九八二億円 二二兆九、九八五億円

出所：不公平な税制をただす会『福祉とぜいきん』（二〇一四年五月三〇日）

一九九〇年度と二〇一五年度の税收（所得税・法人税・消費税）

税目	①一九九〇年度決算	②二〇一五年度予算	増減 ②-①
所得税	二六兆〇、〇〇〇億円	一六兆四、四二〇億円	▲九兆五、五八〇億円
法人税	一八兆四、〇〇〇億円	一〇兆九、九〇〇億円	▲七兆四、一〇〇億円
合計	四四兆四、〇〇〇億円	二七兆四、三二〇億円	▲一六兆九、六八〇億円

(5) 消費税の負担

消費税増税論者の増税理由はことごとく虚構である。何故ならば、どう言おうとも消費税は貧者を直撃する逆進性の税であり、日本国憲法が求める応能原則に違反しているのである。消費税は取引の各段階で課税され、消費者が消費税を負担する。消費者が負担した消費税は事業者（消費税法上の納税義務者）が納税をする。消費税については政府は、「事業者の売上に対する消費税額は、販売する物品やサービスの価格に上乘せられて転嫁され、最終的には消費者が負担する」と説明する。しかし現実には、力の強い大企業は消費税転嫁を理由に価格を上げ、生産費（賃金、下請単価など）を引き下げ、より多くの利潤を確保する。消費税をいくら転嫁しても、法定税率の範

圈内でしか消費税はかからない。消費税は大企業にとってはちつとも腹が痛まないどころか、多くの利潤さえ生む。一方で力の弱い小企業は消費税の転嫁などできなく、やがては滞納し倒産・廃業に追いやられる。また、消費者は諸生活物資・生活手段を買わなければ生きることができない。生活物資・生活手段の多くは大企業の製品である。大企業は生産と販売を独占する地位にあるから、より大きな利潤を得るための価格設定をする。消費者は、独占市場で一方的に高い値段をつけられた生活物資を経済的事情で買えなくなれば、たちまち生活に困る。それが高じれば餓死という悲惨な状況さえ生じるのである。

(6) 日本の消費税は世界最高水準

消費税の現行税率は八% (地方消費税を含む) で低いといわれるが、それは偽りである。食料品などの生活必需品と高級品・贅沢品と同じ税率をかける国などはない。その結果、日本の消費税は、消費税の標準税率が二〇%のイギリスと並ぶ。

ヨーロッパでは、①非課税……土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉など、②ゼロ税率……食料品、水道水、新聞、雑誌書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器など、となっている。日本の消費税は見せ掛けの緩和措置しかなく、すべての消費に消費税を均一に課すから世界最高水準になっている。フランスは食料品、医薬品、書籍が低税率、ドイツは食料品、近距離旅費、書籍、新聞が低税率である。



国税収入に占める消費税

消費税率	日本	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ
消費税率	四%	二〇%	一九%	一九・六%	無
国税収入比率	二二・七%	二五・〇%	三七・五%	五二・七%	〇%

住澤整編著『日本の税制』【平成二六年版】財経詳報社を参照して作成。日本は四%の国税消費税以外に一%の地方消費税がある。

品目別の消費税課税

非課税	イギリス	ドイツ	フランス
土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	医療、教育、金融・保険、不動産取引、不動産賃貸、郵便等	医療、教育、金融・保険、不動産取引、不動産賃貸、郵便等	医療、教育、金融・保険、不動産取引、不動産賃貸、郵便等
標準税率	二〇%	一九%	一九・六%
低税率	〇%（食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、住宅の建設、障がい者・視力障がい者用危機等） 五%（家庭用燃料および電力等）	七%（食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、宿泊施設の利用等）	二・一%（新聞、雑誌、医薬品等） 五・五%（食料品、水等） 七%（書籍、国内旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等）

出所：住澤整編著『日本の税制』【平成二六年版】財経詳報社

(1) 安倍内閣の進める財政政策は社会保障の充実とは逆行している。東京新聞は「難病重症者も自己負担、厚労省素案、医療費無料↓年最大五三万円」の見出しで次のように報じている(城島建治記者一三年一月二七日)

厚生労働省は、通院費用などが高額になるため現在は医療費の自己負担をゼロに抑えている難病の重症患者約八一、〇〇〇人に對し、収入に応じて負担を求める見直し素案をまとめた。負担は最大で年間約五三万円。一定の収入があれば、すべての人に「自分の負担」を求める安倍政権の社会保障制度見直しで、社会的に弱い立場にいる難病患者にしわ寄せがいくことになる。厚労省は現在、筋萎縮性側索硬化症(ALS)など五六の難病を特定疾患と認定し、医療費を助成。患者は所得に応じ医療費の最大三割を自分で負担している。ただ、患者約七八万人のうち、国が認定した重症患者約八一、〇〇〇人は無料にしている。厚労省は介護、年金など一連の社会保障制度見直しを受け、難病制度も「公平かつ安定的な仕組み」にするとして、見直しに着手。患者の強い要望を踏まえ、国が医療費を助成する対象を三〇〇以上に拡大し医療費の自己負担を二割に引き下げるなどを打ち出した。一方、重症者には新たに自己負担を求めることにした。収入に応じて、四グループに分類。患者が負担する月ごとの医療費の上限は、夫婦二世帯の場合(1)生活保護世帯はゼロ(2)住民税の非課税世帯は八、〇〇〇円(3)年収約三七〇万円までの世帯は二、〇〇〇円(4)それを超える世帯は四四、四〇〇円。世帯年収が三七〇万円を超えると、年間最大で約五三万円の負担増になる。厚労省は現在、重症患者約八一、〇〇〇人の世帯年収を把握していない。今後、「世帯収入を証明する書類を提出してもらい、自分の負担をしてもらう」と話す。急激な負担増になる患者も想定され、三年程度の経過措置を設け、期間中は負担額を軽減することを検討する。日本ALS協会の川口有美子理事は、重症なALS患者の医療費は高額になり、自己負担額の上限を支払うと指摘。年金生活を送る高齢世帯が少なくないだけに「家族の負担を考えて呼吸器の装着を拒否するなど、命に関わるケースが増えるのでは」と危惧する。厚労省は一月中旬に新制度の内容を決定し、一四年度から導入を目指す。難病支援の総事業費は一三年度、一、三四二億円。

△難病患者への支援▽厚労省は原因不明で治療法が確立しておらず、患者数が少ない難病のうち、一三〇の疾患を研究対象に指定。そのうち五六疾患については特定疾患として、医療費を助成している。患者は三割負担が原則だが、収入に応じて、月額の上限が決まっている。ただし、重症患者は医療費がかさむとして無料にしている。今年四月に施行された障害者総合支援法は難病を初めて障害者福祉の対象に加え、特定疾患を含む一三〇の疾患の患者が、車いす購入費や介護ヘルパー利用料などの生活支援を受けられることになった。そこに含まれない疾患は医療費助成も生活支援も受けられない。

(2) 日本経済新聞は、「上場企業、今期最高益に、車・電機で一・二兆円増益 円安寄与、稼ぐ力も向上」の見出しで、次のよう

に大企業の収益拡大を報じている（二五年二月六日）。

上場企業の収益が拡大している。一五年三月期の経常利益は前期より三〇%程度増え、金融危機前で過去最高だった〇八年三月期を七年ぶりに上回りそうだ。原油など資源安が石油や総合商社で一兆円超の減益要因となるが、構造改革で稼ぐ力を高めた自動車と電機が円安を追い風に利益を一兆二〇〇〇億円増やす。好調な企業収益は賃上げなどを通じた景気押し上げにつながりそうだ。三月期企業の四〇二月期決算は五日までに社数で五割、株式の時価総額ベースで七割強が発表を終えた。発表済みの企業を日本経済新聞社が集計したところ、今期の経常利益は前期比三・八%増の二二兆二六〇〇億円となる見通しだ。上期（四〇九月期）の伸び率より〇・五ポイントほど上昇する。これから発表する企業の業績を含めると、上場企業全体の経常利益の伸び率は三〇%程度になりそうだ。〇八年三月期と業績を比較できる一、三七五社を集計すると、今期の経常利益は三〇兆五、九〇〇億円程度となり、金融危機前の経常利益を二、〇〇〇億円弱上回る。今期の為替相場を平均すると金融危機前より五円前後の円高・ドル安の水準だ。それでも利益が上回るのは円高時に進めた構造改革で企業の稼ぐ力が高まったためだ。自動車各社は北米を中心に海外販売が好調だ。過去最高益を更新するトヨタ自動車の佐々木卓夫常務役員は「筋肉質な経営基盤を愚直に築いてきた」と話す。富士重工業は軽自動車の生産から撤退して多目的スポーツ車（SUV）に注力するなど構造改革が実った。日立製作所は価格競争が激しい家電事業を縮小して、中国の昇降機などインフラ事業で安定的に利益を稼ぐ体制を構築した。三菱電機は中国のスマートフォン工場向けに製造ラインの自動化機器が伸びている。

## 五 みせかけの税制から応能原則への転換

なぜ日本国民をないがしろにする政治が行われるのであろうか。多くの人がこれ以上国民をひどい目にあうことはないだろうと、現政権を担っている政党に投票したのである。しかし、いままで述べてきたように税制は国民生活の活のことも念頭にない方向に進んでいる。その方向は、金融・自動車・電器などの多国籍企業が世界市場で儲けを拡大するために税制が支えるのだという姿勢である。今の情勢を理解するうえで政治・経済・軍事の全域にわた

り、世界中の人々を地球規模で支配している多国籍企業の存在を見過ごすことはできない。多国籍企業の世界市場支配を支えているのは、国際法ⅡWTO（世界貿易機関）、政治Ⅱサミット体制、軍事Ⅱ日米安保条約やNATOを中軸とする核軍事同盟である。

消費税は日本の多国籍企業が世界市場へ進出することを支えている。消費税法は、「事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、『本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け』については、消費税を免除する」という「輸出免税」規定を置いている（七条一項。元静岡大学教授の湖東京至税理士は、一二年度の輸出大企業主要二〇社の輸出免税による還付金が一兆二二億円となると推算している（全国商工新聞一四年五月二六日）。

世界資本主義の長期戦略となっている新自由主義の主な政策は、福祉の切り捨て、税における応能負担原則の廃棄、できるだけ大企業に課税をしない、などである。一四年四月から消費税率が八%に引き上げられ、国民・小企業者は苦しい状況に追い込まれている。消費税は、税率1%で国民から約三兆円を取りたてる超大型の税である。一〇%になると国民一人あたり年間二五万円がむしり取られる。

フランス革命（一七八九年）などの市民革命（ブルジョア革命）は、国王などが人民から一方的に税金を取り立てるという封建体制を変えて、税制を議会のコントロールの下に置くことが出発点であった。市民革命の結果、租税の賦課・徴収は、必ず国民を代表する議会の決めた法律に基づき行わなければならないという近代税制の基本原則が生まれた。国家や地方自治体（地方公共団体）は、自らの活動に必要な労働や生産物を貨幣によって購入する。このための貨幣は、租税、通貨発行、公債などによって調達される。憲法は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と「法律なくして課税なしの原則」(principle of no taxation without law) を定めている（八四条）。つまり、国民は、法律の定めるところにより、納

税の義務を負ふ。」ことになる（三〇条）。

憲法は、一国の法秩序の頂点にある根本法である。税について考える際には、憲法から出発し、憲法にかえるということを忘れてはならない。納税者の権利は大きくとらえると、税負担と税の使途に関する権利である。憲法が考える税負担の原則は応能負担原則（応能原則）である。応能原則は各人が経済的な負担能力に応じて税負担をするという、憲法一四条の平等原則の税負担における考えである。応能原則は、憲法一四条に加え、一三条（個人の尊厳・幸福追求）、二五条（生存権）、二九条（財産権）などの理念を活かすことでつかみとる原則である。憲法の考えからすると、国税、地方税、目的税である社会保険料などは、すべて応能原則にかなったものにしなければならない。

大多数の国民の幸福に結び付く国民本位の税制改革は、所得課税（所得税・法人税等）における総合累進課税の回復が最重要である。そうすることのみ、社会保障の財源が生まれる。

憲法が考える税の使途原則は、「全税が福祉社会保障目的税」だということである。なぜなら、憲法前文は、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認している。憲法九条は「国権の発動たる戦争」の永久放棄を、戦力不保持および国の交戦権の否認と一体となった形で規定しており、さらに憲法二五条は生存権を明らかにしている。このように憲法は平和と福祉を重視している。したがって、国民が納税の義務を負う（憲法三〇条）のは、払った税金が平和に生存するために使われることを前提にしている。

現代法（現代資本主義法）の本質は、支配階級としての大資本家の私的思わくであるのにもかかわらず、法の形態としては、国民の意思の表現という普遍的形態を取らざるをえないのである。この矛盾、すなわち法の階級的本質と超階級の形態の矛盾に直面した大資本家が対処しうる唯一の方法は、真の国民の意思の形成をあらゆる手段で

阻止し、みせかけの「国民の意思」をつくりあげることではかない。しかし、この点に、実は大資本家の階級支配の最大の弱点がある。同時にこの点は、被支配階級が税制闘争において、支配階級のこの矛盾と弱点を最大限に利用しうる条件を生む。

法律は、国民主権・議会主義の下では、国民の意思を反映し、表現するものとしてでき上がる。国民の大部分は、勤労者・年金者など（非支配階級）に属する人であるから、国民の意思とは、つまるところ非支配階級の意思のほゞである。憲法一三条は、国民の権利として、生命、自由とならんで「幸福追求に対する国民の権利」をうたっている。納税者の権利は外からやつてくるものではなく、自分がかみとるものである。わたくしたちは、あくまでも主体的に幸福を追求する精神をもち続けなければならない。憲法は「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（九七条）と、この自由と権利は「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（二二条）としている。

一五年三月の政府統計によれば、物価上昇を加味した賃金水準を示す実質賃金指数が二三カ月続けて前年割れとなっている。家計の消費支出は過去最大の落ち込みをみせている。安倍政権の経済政策「アベノミクス」による物価高に賃金の上昇が追いつかず、消費税増税が家計に打撃を与えているのである。厚生労働省の毎月勤労統計調査（速報）によると、実質賃金指数は前年同月比二・六％低下した。また、総務省の家計調査によると、一世帯（二人以上）当たりの消費支出は三二万七、五七九円。実質で前年同月比一〇・六％減少した。比較可能な〇一年一月以降、最大の下落幅であり、減少は一二月連続となっている。一四年三月が消費税増税前の駆け込み需要のピークだった反動で、幅広い品目で支出が落ち込んでいる。大きかったのは家具・家事用品三九・六％減、自動車を含む交通・通信一六・一％減、住居一六・〇％減、被服・履物一四・九％減など。食料も五・七％減った。勤労者世

帯の実収入は四四万九、二四三円。名目で二・五%増加したが、実質で〇・三%減っている。物価上昇で実収入が目減りしている。消費税が一四年四月から税率が八%に引き上げられ国民・小企業者は苦しんでいる。

法律は一般に、社会において利害対立する力関係を反映し、その妥協の結果としてつくられる。消費税の悪い点を多くの人にていねいに説明して一歩一歩力関係を変えてゆくこと、それが憲法一三条の求める幸福追求の実践行動なのである。消費税の増税中止、そして廃止への展望は、納税者の運動や世論の高まりがその鍵をにぎる。栄枯盛衰は世の習いという。東大野球部はあきらめずに苦しんだ末に連敗を止めた。法大に延長戦の末六対四で勝ち、ワースト記録を更新していた連敗を「九四」で止めた（一五年五月三日）。東大が前回勝つたのは一〇年秋の早大一回戦である。しかし直後から大型連敗がスタート。一四年春にワースト記録を更新する七一連敗を喫し、その後も連敗が続ぎ、今年三月に卒業した四年生は入学後一度も勝利を味わうことなく卒業した。それでもあきらめず連敗を止めたのである。悪政を許すか、阻止するかは私たちの運動にかかっている。現行税制は自公政権とそれを補完する政党によって「合意」の産物として作られている。この合意は勤労者・年金者・小企業者などにとっては、みせかけの合意にすぎない。このようなみせかけの法との対抗は、憲法の生存権や応能負担原則を生かす運動によって競うことになる。納税者の権利を主張することは、積極的にみずからの主体的努力で幸福、自由、権利をかちとることなのである。